

## X その他

### 1 医療費の支給等

名称	内容	申込み・問合せ先等
後期高齢者医療制度	<p>次の方を対象とした医療制度です。(制度の運営は大阪府後期高齢者医療広域連合)</p> <p>○対象者:75歳以上の方(75歳の誕生日当日から) 65歳から74歳の方で、申請により大阪府後期高齢者医療広域連合が一定の障がいがあると認めた方(広域連合に申請し、認定を受けた日から)</p> <p>○医療機関の窓口での自己負担割合 一般の方:1割 一定以上の所得の方:2割 現役並み所得の方:3割 ※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。</p>	各区役所 (保険年金業務担当)
国民健康保険制度	<p>次の方を対象とした医療保険制度です。</p> <p>○対象者:大阪市内に住所を有する方 ただし、会社などの健康保険の被保険者や、後期高齢者医療制度の被保険者、生活保護法による保護を受けている世帯に属する方等を除く</p> <p>○医療機関の窓口での自己負担割合 70歳(※1)から74歳まで:2割(一定以上の所得者は3割)(※2) 義務教育就学から70歳未満:3割 (参考)義務教育就学前:2割 (※1)70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の方はその月) (※2)70歳から74歳までの自己負担割合については、保険証利用登録されたマイナンバーカード(マイナ保険証)をお持ちの方は「資格情報のお知らせ」を、資格確認書をお持ちの方は「大阪府国民健康保険高齢受給者証」をご確認ください。</p>	各区役所 (保険年金業務担当) ※大阪市国民健康保険以外の医療保険に加入されている方は、各保険者

### 2 税負担の軽減

名称	内容	問合せ先等
税負担の軽減	<p>・65歳以上の方 ねたきり高齢者または認知症高齢者の方で、その程度が障がい者手帳などの交付基準に準ずる場合は、手帳の交付を受けていない方も、「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けることにより、障がい者控除を受けることができ、所得金額から次の金額が控除されます。</p> <p>障がい者控除額……………住民税:26万円、所得税:27万円 特別障がい者控除額……………住民税:30万円、所得税:40万円 (同居の場合の特別障がい者控除額(※))……………住民税:53万円、所得税:75万円) ※同一生計配偶者または扶養親族が、納税者または納税者の配偶者もしくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと常に同居している特別障がい者である場合に適用されます。 「障がい者控除対象者認定書」の問合せ先:各区役所(保健福祉センター)(41~50ページ参照)</p>	お住まいの区を担当する市税事務所市民税等グループ (個人市民税担当) (62ページ参照)
	<p>扶養控除額 70歳以上の高齢者を扶養している場合は、所得金額から次の金額が控除されます。 (70歳以上の方の場合)……………住民税:38万円、所得税:48万円 (70歳以上の父母等で同居の場合)……………住民税:45万円、所得税:58万円 (参考)16歳以上18歳以下・23歳以上69歳以下……………住民税:33万円、所得税:38万円 19歳以上22歳以下……………住民税:45万円、所得税:63万円</p> <p>配偶者控除額(※) (70歳以上の方の場合)……………住民税:38万円、所得税:48万円 (69歳以下の方の場合)……………住民税:33万円、所得税:38万円 ※扶養する方、扶養される方、双方に所得金額の制限があります。上記の控除額は、納税義務者本人の合計所得金額が900万円以下かつ配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合です。納税義務者本人の合計所得金額が900万円を超える場合は段階的に控除額が減少し、1,000万円を超える場合は控除の適用はありません。</p>	

### 3 年金など

名称	内容	申込み・問合せ先等
老齢基礎年金	<p>保険料を納めた期間(厚生年金加入期間等を含みます。)、保険料を免除された期間、合算対象期間(カラ期間)の3つの期間を合わせて10年以上ある65歳に達した方に支給されます。</p> <p>20歳から60歳になるまでの40年間の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。</p> <p>令和8年4月分からの年金額(満額)            【昭和31年4月2日以降生まれ】847,300円 月額:70,608円            【昭和31年4月1日以前生まれ】844,900円 月額:70,408円            (※保険料の未納期間は年金額の計算の対象期間になりません。)</p> <p>国民年金制度が成立したとき、既に20歳を超えていた方(昭和16年4月1日以前生まれの方)は、60歳になっても40年(480月)加入できないため、生年月日に応じた加入可能年数と保険料を納めた期間を計算して支給されます。            (※公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の基礎年金受給者の方に年金生活者支援給付金が支給されます。)</p>	<p>各年金事務所 (62ページ参照)</p> <p>※公的年金の加入期間がすべて第1号被保険者である方は、各区役所(保険年金業務担当)</p>
老齢福祉年金	<p>国民年金制度が発足した当時、既に高齢のため加入しても老齢年金に結びつかない方に、全額国の負担によって支給される年金です。</p> <p>なお、本人及び配偶者・扶養義務者の所得により支給が停止される場合があります。</p> <p>対象者:明治44年4月1日以前に生まれた方</p>	<p>各区役所 (保険年金業務担当)</p>
在日外国人高齢者給付金	<p>在日外国人などの方で、老齢基礎年金(国民年金)の受給資格を得ることができなかった高齢者に対し、支給します。</p> <p>対象者:次のいずれかに該当する方で、国民年金制度上、老齢基礎年金等の受給資格のなかった方</p> <p>①大正15年(1926年)4月1日以前に出生し、昭和57年(1982年)1月1日以前から平成24年(2012年)7月8日まで日本国内で外国人登録を行っていた方で、同月9日以降引き続き住民登録され、現在大阪市内で住民登録を行っている方</p> <p>②大正15年(1926年)4月1日以前に出生し、昭和57年(1982年)1月1日以前に外国人登録を行っていた方で、昭和57年(1982年)1月1日以降に日本国籍を取得し、現在大阪市内で住民登録を行っている方</p> <p>ただし、次の方は対象外となります。</p> <p>①生活保護を受給している方            ②公的年金を受給している方            ③養護老人ホームまたは特別養護老人ホームに入所している方            ④本人、配偶者、または扶養義務者が老齢福祉年金の全額支給停止に相当する所得を有する方            ⑤他の市町村が実施する同様の給付制度の受給対象となっている方            ⑥大阪市外国人心身障がい者給付金を受給している方            ⑦中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方</p> <p>支給額:月額10,000円</p>	<p>各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)</p>